

## 第8条の2（消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

### （消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

第8条の2 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項
- 二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項

### ○民法改正整備法による改正後の規定

#### （消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

第8条の2 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とする。

（※）第1号・第2号削除

## 1 趣旨等

### （1）趣旨

本条は、平成28年改正において、本法の立法当時から定められていた不当条項の種類（事業者の損害賠償の責任を免除する条項（第8条）及び消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条））に加え、新たな不当条項の種類を規定したものである。

消費者の権利を制限する契約条項の例として、消費者の解除権を放棄させる条項がある。特に、事業者が契約で定められた債務を履行せず、又は、事業者から引き渡された目的物に瑕疵がある場合にも、消費者が解除をすることができないとすると、消費者は契約に不当に拘束され続け、既に支払った代金の返還を受けられず、又は、未払代金の支払義務を免れることができないことになる。そこで、本条においては、消費者が債務不履行や瑕疵担保責任の規定に基づく解除権を正当に行使することができるように、消費者のこれらの解除権をあらかじめ放棄させる条項の効力を否定することとしている（注）。

（注）なお、改正民法では、引き渡された目的物に瑕疵があった（種類又は品質に関して契約の内容に適合しない）場合の解除は、債務不履行の規定に基づいて行われるものと整理されている（改正民法第564条参照）。そのため、同改正法が施行された時点で、本条の規定も、債務不履行か瑕疵担保責任かを区別することなく、事業者の債務不履行に基づく消費者の解除権を放棄させる条項を無効とするというものに改正されることになる。

## (2) 平成 30 年改正

消費者の解除権に係る決定権限付与条項についても、典型的に不当性が高いものと評価することができるものであり、平成 30 年改正において、法第 8 条の 2 の規定により無効となる消費者契約の条項に決定権限付与条項を加えることとしたものである。

### 2 条文の解釈

#### (1) 第 1 号（債務不履行に基づく解除権を放棄させる条項）

##### ① 「事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権」

事業者が債務不履行があった場合に、任意規定によって消費者に認められる解除権をいう。ここでいう任意規定の例としては、民法第 541 条から第 543 条までの規定が挙げられる。

##### ② 「放棄させ」

消費者の解除権を「放棄させ」とは、事業者が債務不履行があり、民法第 541 条等の規定による解除の要件を満たす場合であっても、消費者に一切解除を認めないこととするのである。したがって、消費者の解除権を制限する条項（例えば、解除権の行使期間を限定する条項、解除が認められるための要件を加重する条項、解除をする際の方法を限定する条項等）は、本号には該当しない。

本号に該当する条項の例として、進学塾の受講契約等において「いかなる場合でも契約後のキャンセルは一切受け付けられません」とする条項が挙げられる。ただし、このような条項であっても、当該契約において、事業者が債務不履行があったときは消費者が契約を解除することができる旨が別途明記されていた場合など、当該条項が債務不履行に基づく解除権を放棄させるものとは認められない場合には、本号には該当しない。

##### ③ 「当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する」

「当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する」とは、任意規定によれば消費者に債務不履行に基づく解除権が生じるにもかかわらず、当該事業者の決定により、当該消費者の解除権を放棄させることを可能とすることである。

##### ④ 効果

本号は、事業者の債務不履行によって生じた消費者の解除権を放棄させる又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項をその限りにおいて無効とするものである。条項が無効となった結果、債務不履行に基づく解除については、契約には何の定めもなかったこととなり、事業者が債務不履行があった場合に

は、消費者は、民法第 541 条等の規定に従い、契約の解除をすることができることになる。

当然のことながら、「いかなる場合でもキャンセルは一切受け付けない」という条項が無効となっても、消費者が「いかなる場合でもキャンセルをすることができる」ことになるわけではない。すなわち、そもそも、民法第 541 条等の規定によって解除をすることができない場合であれば、消費者に解除権は認められない。

## (2) 第 2 号（瑕疵担保責任に基づく解除権を放棄させる条項）

### ① 「消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権」

「有償契約」、「消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」及び「仕事目的物に瑕疵がある」の意義については、第 8 条第 1 項第 5 号の解説を参照のこと。

本号の「解除権」は、事業者から引き渡された目的物に瑕疵があった場合に、任意規定によって消費者に認められる解除権を指す。ここでいう任意規定の例としては、民法第 570 条及び第 635 条の規定が挙げられる。

### ② 「放棄させる」

消費者の解除権を「放棄させる」とは、本条第 1 号と同様、事業者から引き渡された目的物に瑕疵があり、民法第 570 条等の規定による解除の要件を満たす場合であっても、消費者に一切解除を認めないこととするものである。したがって、消費者の解除権を制限する条項（例えば、解除権の行使期間を限定する条項、解除が認められるための要件を加重する条項、解除をする際の方法を限定する条項等）は、本号には該当しない。

本号に該当する条項の例として、携帯電話端末の購入契約等において「契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません」とする条項が挙げられる。ただし、このような条項であっても、当該契約において、商品に瑕疵があったときは消費者が契約を解除することができる旨が別途明記されていた場合など、当該条項が債務不履行に基づく解除権を放棄させるものとは認められない場合には、本号には該当しない。

### ③ 「当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する」

「当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する」とは、任意規定によれば消費者に瑕疵担保責任に基づく解除権が生じるにもかかわらず、当該事業者の決定により、当該消費者の解除権を放棄させることを可能とすることである。

本号に該当する条項の例として、「お客様は、本サービス上にて行った注文に関して、注文番号が発行された後は、弊社に過失があると弊社が認める場合を除き注文のキャンセルはできないものとします。」という旨の条項が挙げられる。

#### ④ 効果

本号は、事業者から引き渡された消費者契約の目的物や仕事の目的物に瑕疵があったことによって生じた消費者の解除権を放棄させる又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項をその限りにおいて無効とするものである。条項が無効となった結果、瑕疵担保責任に基づく解除については、契約に何の定めもなかったこととなり、事業者から引き渡された目的物に瑕疵があった場合には、消費者は、民法第 570 条等の規定に従い、契約の解除をすることができることになる。

当然のことながら、「いかなる場合でもキャンセルは一切受け付けない」という条項が無効となっても、消費者が「いかなる場合でもキャンセルをすることができる」ことになるわけではない。すなわち、そもそも、民法第 570 条等の規定によって解除をすることができない場合であれば、消費者に解除権は認められない。

#### (3) 本条に定めのない消費者の解除権を放棄させる条項

本条が定める債務不履行（第 1 号）や瑕疵担保責任（第 2 号）に基づくもの以外にも、任意規定によって消費者に解除権が生ずる場面はある。例えば、委任契約については、各当事者がいつでもその解除をすることができることとされている（民法第 651 条第 1 項）。このように、債務不履行や瑕疵担保責任に基づくもの以外の消費者の解除権を放棄させる条項は、本条の適用によっては無効とならない。

もっとも、そのような条項が、第 10 条の要件を満たす場合には、同条が適用されることにより無効となる。